

足立区家庭用燃料電池システム設置費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、足立区内の住宅に家庭用燃料電池システム（以下「システム」）を設置する者に対し、予算の範囲内でその費用の一部を補助することにより、環境への負荷の少ないクリーンエネルギーの普及促進を図り、低炭素社会構築に向けた環境にやさしいまちづくりに寄与することを目的とする。

(補助金の交付対象)

第2条 この要綱における補助金の交付対象者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 足立区内に住民登録がある個人であること。
- (2) 足立区内の自らが居住する住宅（第1号に規定する住民登録地と同一であること。）に、新品のシステムを設置すること。
- (3) システムを購入した日又はシステムを設置した日のうち、いずれか遅い日が、補助金の申請を行う年度の4月1日以降であること。
- (4) 同一年度内において、本人及び同一世帯に属する者が本要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。
- (5) 同一年度内において、機器等を設置した住宅が本要綱に基づく補助金の交付決定の対象となっていないこと。
- (6) 機器等を設置した住宅が、過去5年以内（前回補助金の交付決定を受けた日が属する年度の翌年度4月1日から5年以内）に本要綱に基づく補助金の交付決定の対象となっていないこと。
- (7) 住民税の滞納が無いこと。

(補助対象システム)

第3条 補助金の交付対象となるシステムは、一般社団法人燃料電池普及促進協会が実施するシステムの導入に係る補助事業において、補助対象機器として認定された機種とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象経費は、機器の設置又は施工に要する経費（消費税を除く。）とし、その範囲は燃料電池ユニット、貯湯ユニット、リモコン、配管、配線・配線器具の購入、据付、工事に関する費用とする。

- 2 前項の規定に関わらず、補助金の交付対象者が自ら工事を行った場合、工事に関する費用は補助対象経費としないこととする。

(補助金の交付額)

第5条 補助金の額は、5万円とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、他の団体から同種の補助金の交付を受けることにより、補助金交付額の合計金額が、補助対象経費を上回る場合は、その上回った金額を当該補助金の額から減額する。

(補助金の交付申請及び請求)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、家庭用燃料電池シ

システム設置費補助金交付申請書（第1号様式）に次の書類を添えて、区長に提出しなければならない。

- (1) システムの設置にかかる領収書の写し（ローンによる支払いの場合は、ローンの契約書の写し。）
- (2) システムの形状、規格及び構造等が確認できるパンフレットやカタログ等の写し
- (3) システムを設置した状況が確認できるカラー写真
- (4) システムの保証書の写し
- (5) システムを設置した住宅の引渡しを受けている場合は、当該住宅の引渡し日が確認できる書面（設置工事にかかる契約書、工事完了報告書等）の写し
- (6) 自己所有でない建物又は共有名義の建物に設置した場合は、建物所有者（共有名義の建物に設置した場合にあっては、申請者以外の共有者）の承諾書（第2号様式）
- (7) 家庭用燃料電池システム設置費補助金交付請求書兼口座振替依頼書（第3号様式）
- (8) 補助金の申請を行う前々年度1月1日における住民登録地が足立区以外の場合は、補助金の申請を行う前年度に賦課決定された当該住民登録地の住民税納税証明書又は非課税証明書（いずれも発行後3か月以内のものに限る。）
- (9) その他、区長が必要と認める書類

2 前項の規定による補助金の交付申請の受付は、補助金の申請を行う年度の4月11日（当該日が日曜日、土曜日又は休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日をいう。以下この項において同じ。）（以下これらを「休日等」という。）に当たる場合にあっては、当該日の直後の休日等でない日）から翌年の2月末日（当該日が休日等に当たる場合にあっては、当該日の直前の休日等でない日）までの期間に行うものとする。

3 前項の規定による受付は、先着順とし、区の予算の額に達したときをもって、交付申請の受付を停止する。

4 同時に複数の交付申請書が提出された場合で、当該申請者のいずれかに対し補助を行うと予算の額に達するときは、当該交付申請を行った者で抽選を行い、順位をつけた上、当該順位の上位の者から申請の内容を審査し、予算の範囲内で交付決定を行うものとする。（補助金の交付決定）

第7条 区長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、第2条及び第3条に規定する基準に適合すると認めたときは、予算の範囲内で補助金の交付を決定するとともに、交付決定者に対して、家庭用燃料電池システム設置費補助金交付決定通知書（第4号様式）により通知する。

2 区長は、補助金の申請者について第2条及び第3条に規定する基準に適合しないと認めたときもしくは予算の範囲を超えるときは、家庭用燃料電池システム設置費補助金不交付決定通知書（第5号様式）により、当該申請者に通知する。

（補助金の交付）

第8条 区長は、前条第1項に規定する補助金の交付を決定した場合は、速やかに補助金を交付するものとする。

（省エネ・節電活動への取組み）

第9条 申請者は、環境にやさしい生活の実践により、省エネ・節電活動に努めなければならない。

(処分の制限)

第10条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けた日が属する年度の翌年度4月1日から5年以内に、補助金の交付対象となった家庭用燃料電池システムの処分(補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、売却し、交換し、貸し付け、廃棄又は担保に供することをいう。)をしようとするときは、あらかじめ家庭用燃料電池システム設置費補助金に係る財産処分承認申請書(第6号様式)を区長に提出し、承認を受けなければならない。

2 区長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、正当な理由があると認めるときは、財産処分の承認を決定するとともに、当該申請者に対し家庭用燃料電池システム設置費補助金に係る財産処分承認通知書(第7号様式)により通知する。

3 区長は、第1項の規定による財産処分承認申請をした者について正当な理由が無いと認めるときは、家庭用燃料電池システム設置費補助金に係る財産処分不承認通知書(第8号様式)により当該申請者に通知する。

(補助金の交付決定の取消し)

第11条 区長は、申請者が次のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により、補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 前条の規定による処分の制限を、正当な理由なしに遵守しなかったとき。
- (3) 補助金交付決定者から文書で申請の取下げがあったとき。
- (4) その他、この要綱の規定に違反したと区長が認めるとき。

2 区長は、前項の規定による取消しをしたときは、速やかに家庭用燃料電池システム設置費補助金交付決定取消通知書(第9号様式)により当該申請者に対し通知する。

(補助金の返還)

第12条 区長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、支払期限を定めて、当該交付決定者にその返還を命じるものとする。

(状況調査)

第13条 区長は、必要に応じて当該設置機器の状況調査を行うことができる。

(管理義務)

第14条 申請者は、当該発電システムを常に良好な状態で管理し、環境負荷の低減に努めなければならない。

(調査協力)

第15条 申請者は、区が実施する省エネ・節電活動に関する調査に協力するものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、足立区補助金等交付事務規則(昭和50年足立区規則第6号)による。

付 則 (25足環政発第4135号 平成26年3月25日 区長決定)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則(26足環政発第80号 平成27年4月17日 区長決定)

この要綱は、決定の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

付 則(27足環政発第3446号 平成28年3月31日区長決定)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、決定の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

付 則(28足環政発第3859号 平成29年3月31日区長決定)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則(29足環政発第3310号 平成30年3月27日区長決定)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則(30足環政発第3416号 平成31年3月29日区長決定)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則(31足環政発第3508号 令和2年3月12日区長決定)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則(2足環政発第3839号 令和3年3月19日区長決定)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(提出先)
足立区長

申請者(本人が手書きしない場合は、記名押印してください。)

住所	〒 ー
ふりがな	
氏名	
電話番号 (昼間の連絡先	ー ー)

家庭用燃料電池システム設置費補助金交付申請書

足立区家庭用燃料電池システム設置費補助金の交付を下記のとおり申請します。
本補助申請にあたっては、足立区家庭用燃料電池システム設置費補助金交付要綱の規定を遵守します。
また、補助金の認定に必要な範囲で、足立区の住民記録情報及び税務情報を調査し、利用することを承諾します。

記

1 メーカー名・品名	
2 設置完了日	年 月 日
3 引渡し完了日 (新築住宅に設置した場合)	年 月 日
4 補助金交付申請額	50,000円
5 他の補助金の有・無	申請状況 <input type="checkbox"/> 申請済み <input type="checkbox"/> 申請予定 <input type="checkbox"/> 申請予定なし
	団体名 補助金交付額(予定) 円
6 申請書提出者 (申請者と異なる場合は記入)	会社名： 担当者： 連絡先：

<p>本申請の掲載事項について、誤字、脱字などの軽微な訂正については、区役所職員が行うことに同意します。 (本人が手書きしない場合は、記名押印してください。)</p> <p>氏名 _____</p>

第2号様式（第6条関係）

年 月 日

（提出先）

足立区長

（承諾者）

住 所 _____

（ふりがな）

氏 名 _____

電話番号 _____

承 諾 書

足立区家庭用燃料電池システム設置費補助金の申請にかかる下記の建築物は、私の所有にかかるものですが、申請者が法定耐用年数内における善良な管理義務を果たすことを条件に、申請者が対象システムを設置することを承諾します。

記

（対象システムの設置を予定する住所等）

- 1 システムを設置する建築物の住所
- 2 設置予定の建築物の形態
- 3 申請者の住所
- 4 申請者氏名
- 5 申請者との関係

家庭用燃料電池システム設置費補助金交付請求書兼口座振替依頼書

足立区家庭用燃料電池システム設置費補助金交付要綱に基づき、下記のとおり補助金の交付を請求します。

記

補助金請求金額	¥	5	0	0	0	0
---------	---	---	---	---	---	---

〒

住 所 _____

氏 名 _____

(本人が手書きしない場合は、記名押印してください。)

電話番号 _____

(提出先)

足 立 区 長

上記請求金額を、下記の口座へお振り込みください。

振 込 指 定 口 座	銀 行 ・ 信用組合 信用金庫 ・ 農 協									本 店 支 店 出張所
	預金種目	普通	口座番号							
	フリガナ									
	口座名義人									

*口座名義人は、補助金請求者と同一の方に限ります。

No. _____

本請求の掲載事項について、誤字、脱字などの軽微な訂正については、区役所職員が行うことに同意します。
(本人が手書きしない場合は、記名押印してください。)

氏名 _____

足環政収第 号
年 月 日

様

足立区長 近藤 弥生

家庭用燃料電池システム設置費補助金交付決定通知書

先に申請のあった足立区家庭用燃料電池システム設置費補助金について、足立区家庭用燃料電池システム設置費補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

1 システムを設置した建物の住所

足立区

2 補助金交付金額

¥ _____

No. _____

足環政収第 号
年 月 日

様

足立区長 近藤 弥生

家庭用燃料電池システム設置費補助金不交付決定通知書

先に申請のあった足立区家庭用燃料電池システム設置費補助金について、足立区家庭用燃料電池システム設置費補助金交付要綱第7条第2項の規定に基づき、下記の理由により不交付を決定したので通知します。

記

1 システムを設置した建物の住所

足立区

2 理由

No. _____

（提出先）

足立区長

（申請者）

住所	〒	—
ふりがな		
氏名		
電話番号 （昼間の連絡先	—	—
	—	—

家庭用燃料電池システム設置費補助金に係る財産処分承認申請書

先に家庭用燃料電池システム設置費補助金の交付決定を受けた家庭用燃料電池システムの処分について、足立区家庭用燃料電池システム設置費補助金交付要綱第10条第1項に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 交付決定番号及び年月日

年 月 日 付 足 収 第 号

2 処分の予定日 年 月 日から
(年 月 日まで)

3 処分の内容（該当する項目を○で囲んでください。）

売却 ・ 譲渡 ・ 交換 ・ 貸与 ・ 担保 ・ 廃棄 ・ その他

その他の場合は具体的に記入してください。

[]

4 処分の理由

様

足立区長 近 藤 弥 生

家庭用燃料電池システム設置費補助金に係る財産処分承認通知書

先に届出のあった家庭用燃料電池システム設置費補助金に係る財産処分について、足立区家庭用燃料電池システム設置費補助金交付要綱第10条第2項に基づき、下記のとおり承認したので通知します。

記

1 交付決定番号及び年月日

年 月 日 付 足 収第 号

2 処分承認日 年 月 日

3 処分の内容

様

足立区長 近 藤 弥 生

家庭用燃料電池システム設置費補助金に係る財産処分不承認通知書

先に申請のあった家庭用燃料電池システム設置費補助金に係る財産処分承認申請について、足立区家庭用燃料電池システム設置費補助金交付要綱第10条第3項に基づき、不承認としましたので通知します。

記

1 交付決定番号及び年月日

年 月 日 付 足 収第 号

2 不承認の理由

様

足立区長 近藤 弥生

家庭用燃料電池システム設置費補助金交付決定取消通知書

足環政収第 号、 年 月 日付で通知した家庭用燃料電池システム設置費補助金交付決定について、足立区家庭用燃料電池システム設置費補助金交付要綱に基づき、下記の理由により交付決定を取り消しましたので、通知します。

記

1 システムを設置した建物の住所

足立区

2 理由

3 補助金交付決定取消金額

¥ _____